

令和3年度

市民協働 行動計画

令和2年度の実績／令和3年度の予定



千歳市

企画部政策推進課

第1章 市民協働の基本的な考え方

千歳市では、市民協働を着実に進めるため、平成19年4月に「みんなで進める千歳のまちづくり条例」を施行しました。この条例では、市民、市民活動団体、事業者、市の役割を明らかにし、市民協働を推進するために必要な事項を定めています。（巻末参照）

【基本理念】

市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市は、将来都市像の実現を目指し、よきパートナーとして、それぞれの特性及び役割を理解し、対等の関係で市民協働によるまちづくりを進めます。

市民等及び市は、市民協働によるまちづくりを進めるため、共に協力して市民公益活動に積極的に取り組みます。

【定義】

市民協働とは・・・

市民等と市が、住み良いまちを目指し、それぞれの役割を自覚し協力して行動すること
市民活動団体とは・・・

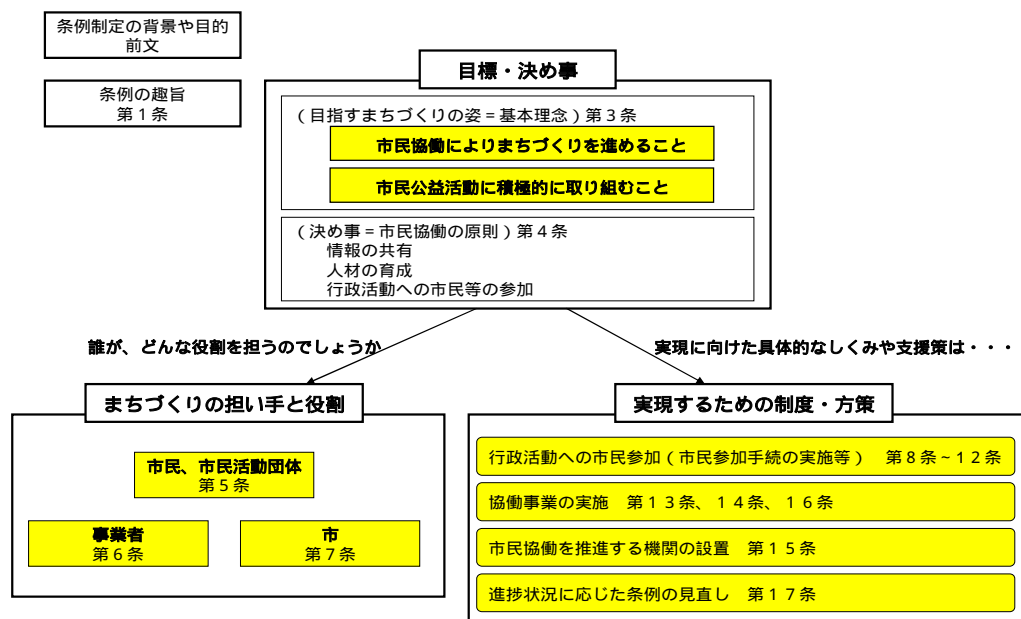
町内会、NPO法人などの市内で活動を行っている団体

市民公益活動とは・・・

市民等が、営利を目的とせず、自主的・自立的に行う社会貢献活動で、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 宗教的活動 (2) 政治的活動 (3) 選挙運動等

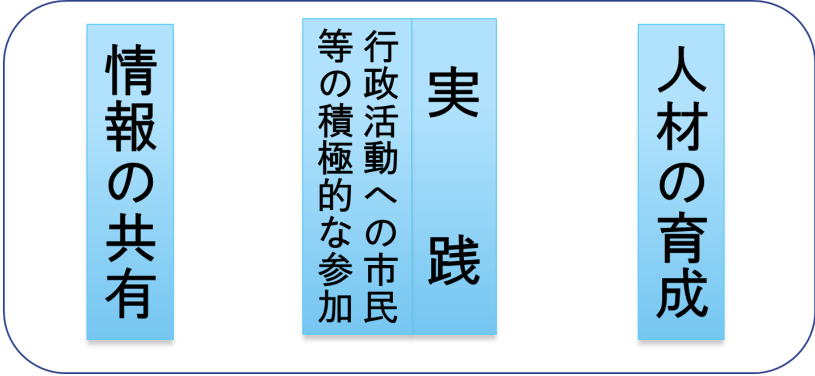
【条例の構成】



【 市民協働の基本原則 】

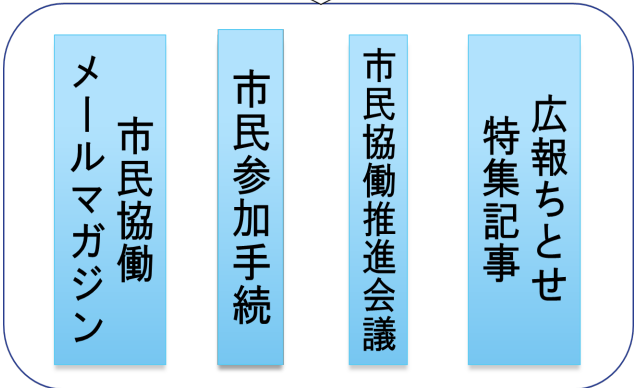
市民協働を推進するためには

具体的な手段が必要

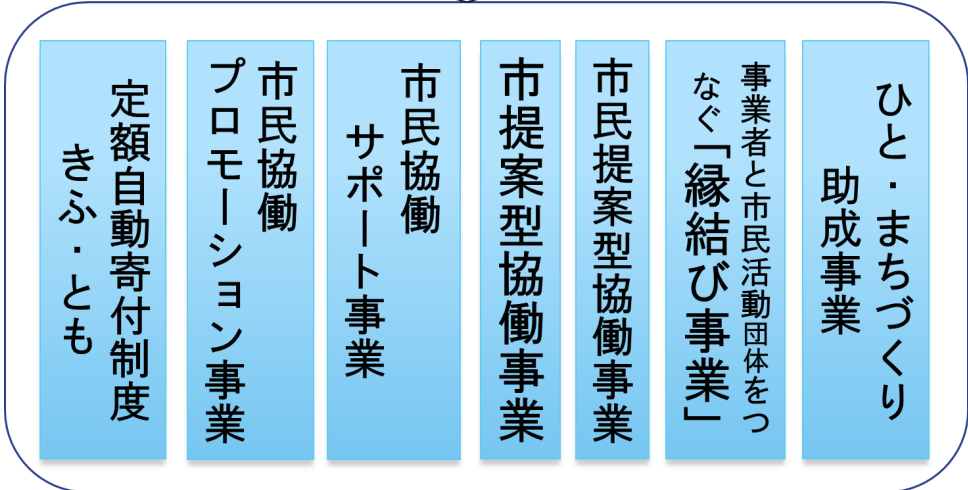


情報の共有

人材の育成



実践

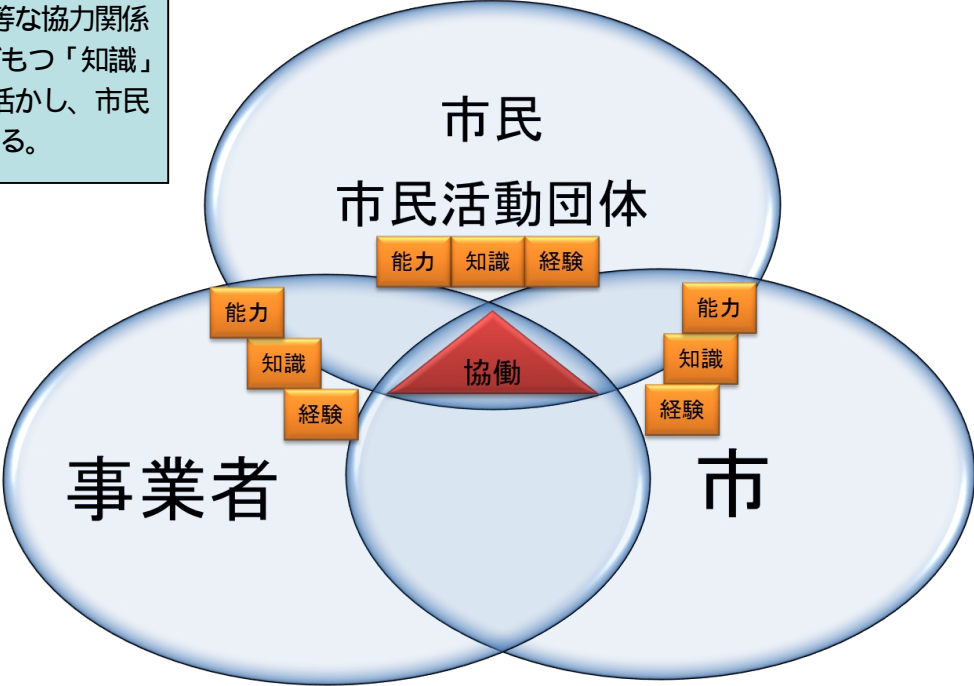


【 役割分担 】

市民及び市民活動団体の役割
地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動する 積極的に行政活動に参加する
事業者の役割
市民協働に関する理解を深め、自発的に推進する 市民公益活動の重要性を理解し、自発的に協力・支援する
市の役割
まちづくりの専門機関であることを自覚し、行政活動に取り組む 市民公益活動の促進に必要な助成、活動の場の提供等の環境を整備する 市民等が行政活動に参加する機会を設ける 行政活動の各段階で積極的にまちづくりに関する情報を提供する 市民等とまちづくりに関する情報を共有する 市民等の意向を把握し、施策に反映する 市民協働の窓口となる部署の設置等体制を整備する 職員に対して、市民協働に関する研修等を実施する

市民協働によるまちづくりのイメージ

市民・市民活動団体・事業者・市が、お互いの特性や役割を理解し、対等な協力関係を維持しながら、それぞれがもつ「知識」「能力」「経験」を最大限に活かし、市民協働によるまちづくりを進める。



第2章 具体的な取組

～令和3年度の取組方針～

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に人の動きが制限される中、本市においても市民活動の休止やイベントの中止などにより、人や地域とつながる機会が減少したほか、感染防止対策としてオンラインの活用機会が増えるなど、まちづくり活動に大きな変化があった一年でした。

令和3年度も、with コロナの状況が続くと想定されることから、感染防止対策を講じた上で、協働事業やひと・まちづくり助成事業などの各種取組により、まちづくり活動を担う市民活動団体等を支援し、市民協働の推進に努めます。

また、第8期市民協働推進会議において、「みんなで進める千歳のまちづくり条例」の見直しについて検討を開始するなど、市民協働の更なる推進に向けた取組を行います。

【市民参加手続】

まちづくりに関する情報を市民と共有し施策に反映するため、市民生活に関わる重要な事案について、『市民参加手続の運用指針』に基づき、市民説明会やパブリックコメント（意見公募）などを行っています。

[令和2年度の実績]

本計画等の策定・変更に関する事案～ 15 事案

条例の制定・改廃に関する事案～ 1 事案

制度の導入・改廃に関する事案～ 0 事案

大規模施設の設置に係る基本計画等の策定・変更に関する事案～ 0 事案

[令和3年度の予定]

随時「広報ちとせ」等でお知らせします。

【広報ちとせ特集記事】

市民協働について理解を深めていただくため、市民協働の考え方や実践事例などについて、広報ちとせでお知らせしています。

[令和2年度の実績]

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関する記事を優先したため、市民協働に関する特集記事の掲載はありませんでした。

[令和3年度の予定]

<テーマ> 「(仮)市民協働によるまちづくり」

<内容> 未定

<時期> 広報ちとせ2月号

【 市民協働情報メールマガジン 】

まちづくりへの参加機会を求めている方へ必要な情報を提供するため、市民会議委員の公募や、パブリックコメントなどの情報をメールで配信するサービスを行っています。

<登録者数> 509人(令和3年3月31日現在)

[令和2年度の実績]

<配信回数> 17回

[令和3年度の予定]

<配信回数> 20回

【 市民協働推進会議 】

市民協働の推進に関して必要な事項を調査審議し、実践する機関として、市民と職員で構成する千歳市市民協働推進会議を設置しています。

[令和2年度の実績]

<回数> 3回(第7期 任期2年目)

<内容>

第10回(6/16) 市民提案型協働事業選考審査

第11回(8/19) 市提案型協働事業実績評価、市民提案型協働事業実績評価

第12回(9/15) 市提案型協働事業選考審査

[令和3年度の予定]

<回数> 10回程度

<内容> 「協働事業」及び「ひと・まちづくり助成事業」の選考審査、
令和2年度に完了した協働事業の実績評価 ほか

【 市民協働職員研修(新規採用職員) 】

協働する職員を育成するため、新規採用職員に対し研修を実施しています。

[令和2年度の実績]

<対象者> 新規採用職員 32人

<開催日> 令和2年9月11日(金) 14:50~15:20

<場所> 総合福祉センター

<内容> 千歳市の市民協働について

[令和3年度の実績]

<対象者> 新規採用職員 19人

<開催日> 令和3年4月9日(金)

<場所> 総合福祉センター

<内容> 千歳市の市民協働について

【 市民協働職員研修（新任係長職） 】

協働する職員を育成するため、新任係長職の職員に対し研修を実施しています。

[令和2年度の実績]

- <対象者> 新任係長職 17人
- <開催日> 令和2年8月25日(火) 11:00~11:40
- <場 所> 総合福祉センター
- <内 容> 千歳市の市民協働について

[令和3年度の予定]

- <対象者> 新任係長職 20人程度
- <開催日> 令和3年6月頃

【 市民協働職員研修（特別研修） 】

協働する職員を育成するため、主任職の職員に対し研修を実施しています。

[令和2年度の実績]

- <対象者> 主任職 25人
- <開催日> 令和2年10月30日(金) 9:00~17:10
- <場 所> 総合福祉センター
- <内 容> (1)市民協働に関する講和
(2)SDGsワークショップ
(3)市民協働ワークショップ“市提案型協働事業を想定した具体的事例研究”
講師: Describe with 高橋 優介
一般社団法人ちとせタウンネット 野崎 幸一 ほか

[令和3年度の予定]

- <対象者> 主任職 30人程度
- <開催日> 令和3年11月頃

【 市民公益活動団体登録 】

社会貢献的な活動に参加しようとする市民への情報提供と、市民活動団体の組織強化や団体間の連携を促進するため、市内で社会貢献活動を行っている市民活動団体を登録し、各団体の基本情報を市ホームページで公開しています。

[令和2年の実績]

- <対 象> 市内で社会貢献的な活動を行っている5人以上の団体
- <登 録 数> 63団体

[令和3年の予定]

- <対 象> 市内で社会貢献的な活動を行っている5人以上の団体
- <登 録 数> 63団体 + 新規登録(随時募集)

【 定額自動寄付制度「きふ・とも」 】

市民と、福祉、教育、環境などの分野で社会に貢献している市民活動団体をつなぐために、北洋銀行千歳中央支店と千歳市が協働して寄付制度を創設しています。

[令和2年の実績](1~12月)

< 寄付対象団体数 > 38 団体

< 寄付件数 > 280 件

< 寄付総額 > 598,865 円

[令和3年の予定](1~12月)

< 寄付対象団体数 > 38 団体 + 新規登録(随時募集)

【 事業者と市民活動団体をつなぐ縁結び事業 】

事業者と市民活動団体の連携・協力による社会貢献活動を促進するため、市が仲介支援する仕組みです。事業者と市民活動団体が双方に連携・協力を望むまちづくり事業について、市のホームページ上で情報提供することにより、事業者と市民活動団体を結び付けます。

現在この仕組みを活用できるのは、千歳工業クラブ会員企業と、市民公益活動団体です。

[令和2年度の実績]

< 縁結び事業数 > 1 件

[令和3年度の予定]

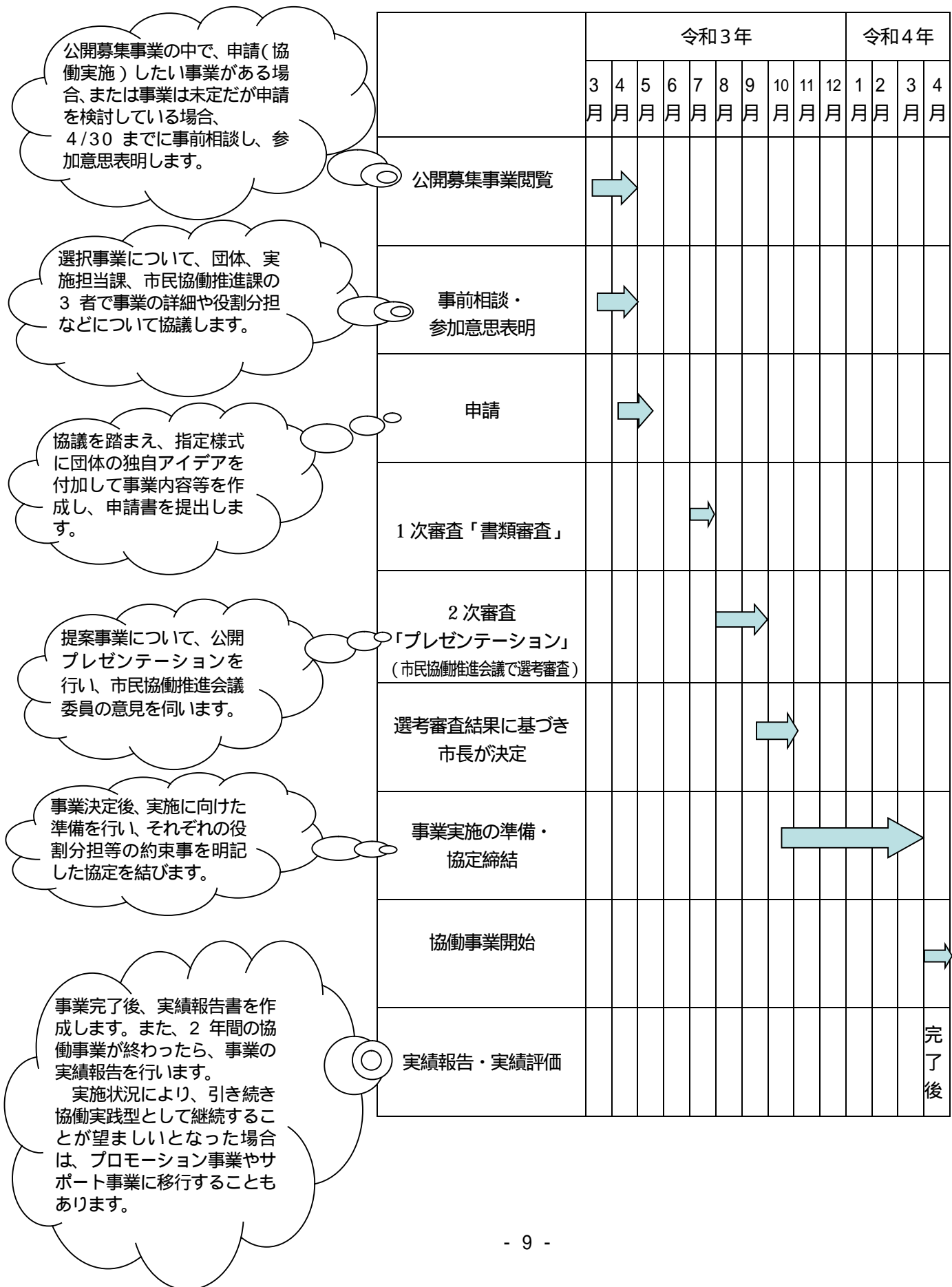
随時、事業提案を募集。

【市提案型協働事業の募集】

令和4年度を開始年度とする市提案型協働事業の公開募集事業は、8事業です。

【「市提案型」協働事業】 実施年度：令和4・5年度		
事業名	団体が担う主な役割	事業担当課
千歳の自然を知るイベント開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 講師依頼・調整、広報（情報誌・SNS） 行事の進行、消耗品調達 	市民環境部 環境課
千歳市農業プロモーション事業 「千歳市農業の今を知る」	<ul style="list-style-type: none"> 千歳市農業の発信に係る企画の協同立案、情報の収集・取材及び発信 千歳市農業の応援団 	産業振興部 農業振興課
敬老会開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 効果的事業の計画立案 式典実施に係る事前準備 	保健福祉部 高齢者支援課
水と緑を歩こう会事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業現地調査（コースの事前調査） 当日の事業補助（受付・コースガイド） 	保健福祉部 健康づくり課
ウォーキング事業	<ul style="list-style-type: none"> 企画（コース選定の打合せ） 事業現地調査（コースの事前調査） 	保健福祉部 健康づくり課
健康まつり事業	<ul style="list-style-type: none"> 場内案内（文化センター内での案内、チラシの配布、アンケート用紙配布・回収） 広報活動（チラシの作成、配布） 	保健福祉部 健康づくり課
食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 食育推進事業に係る広報活動 健康まつりの食育関連ブース運営 	保健福祉部 健康づくり課
市民協働研修開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 市職員を対象とする研修の企画立案 研修講師の選定、派遣 	企画部 政策推進課

<令和4年度市提案型協働事業の募集の流れ>



【ひと・まちづくり助成事業】

地域づくりやひとづくりにつながる市民活動を推進するため、市民等が自主的に実施する事業に必要な経費の一部を助成しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び3年度の実施を中止した事業については、感染症対策を講じた上で、令和4年度から実施する予定です。

事業名	実施者	内容	助成金額		
			令和2年度 実績	令和3年度 予定	令和4年度 予定
支笏湖の歴史遺産「山線」を活用した地域活性化事業	支笏湖・山線プロジェクト実行委員会	地域の産業史を通じた地域活性化と観光客誘致を目的に、支笏湖の歴史遺産「山線」に関する情報発信やPR活動を行う事業	300,000円	300,000円	
「千歳音頭」の周知浸透を図る活動	千歳音頭保存会	「千歳音頭」の伝承、継続、保存を図るため、踊りの講習会、広報活動、市民納涼盆踊り大会への参加などに取り組む事業	中止	中止	300,000円
千歳市活性化イベント	はびねすの会	街の活性化を図るため、人が街で集える場所や学べる場所を作るなど、多彩なイベントを開催する事業	中止	中止	300,000円
波の音会ピアノコンサートイン千歳	ラ・カントゥータ	音楽文化の振興と情操教育を目的に、観客参加型のピアノ演奏会を実施する事業	中止	中止	300,000円

【協働事業】

市民協働のまちづくりに取り組むきっかけづくりとして、市民活動団体と市が連携して公益的な事業を企画実施する「協働事業」を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び3年度の実施を中止した事業については、感染症対策を講じた上で、令和4年度から実施する予定です。

< 市民提案型 >

(市民活動団体が市に提案する事業)

事業名	実施者	内容	補助金額	
			令和2年度 実績	令和3年度 予定
寒中綱引き大会 in 商店街	<p>< 団体 > 千歳 商店GUYS < 市担当課 > 商業労働課</p>	市民や観光客の商店街等への誘導を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、ニューサンロードで綱引き大会を開催する事業	中止	中止
「子育てするなら、千歳市」PR動画制作事業	<p>< 団体 > ちとせ・こどもチャンネル < 市担当課 > こども政策課</p>	千歳市の充実した子育て環境の周知と、移住定住の促進を図るため、「子育てするなら、千歳市」のPR動画を制作し発信する事業	620,000 円	104,000 円

< 市提案型 >

(市が、協働実施を期待する事務事業を公開し、市と協働実施する市民活動団体を募集する事業)

事業名	実施者	内 容	補助金額	
			令和2年度 実績	令和3年度予 定
景観士講座開催事業	<p>< 団体 > ちとせ・まち魅力検定 実行委員会 < 市担当課 > まちづくり推進課</p>	景観づくりの意識の向上や関心を持つ人材を育成するため、市内を散策し景観や建築デザインなどのまちづくり全般を学ぶ「まちなみ探検」を実施する事業	中止	
「子育てするなら、千歳市」プロモーション事業	<p>< 団体 > link~つなぐ < 市担当課 > こども政策課</p>	「子育てのまち」としてのイメージアップを図るため、インターネット媒体を活用した市民目線での情報発信を行う事業	515,000 円	
みんなで守ろう路線バス事業	<p>< 団体 > Project C 千歳の 近未来を考える会 < 市担当課 > 交通政策担当</p>	路線バスの維持及び交通安全啓発を目的に、公共交通に関心を持っていただけるようバス路線をPRする事業	952,000 円	

ちとせの指定居宅介護支援事業所空き情報	<p><団体> NPO 法人 ちとせの介護医療連携の会</p> <p><市担当課> 高齢者支援課</p>	市民が居宅介護支援事業所を適切に選択できるように、事業所の特色等を調査し情報発信する事業	332,000 円	332,000 円
市民協働活性化事業	<p><団体> F Pスペース千歳</p> <p><市担当課> 政策推進課</p>	市民協働の担い手の発掘や育成と団体同士の連携を深めるために、市民活動に役立つ連続講座や交流会を開催する事業	中止	中止
オリジナルキャリア支援事業	<p><団体> 千歳市オリジナルキャリア支援団体 おしごと部ちとせ</p> <p><市担当課> 商業労働課</p>	起業を目指す方のニーズに寄り添って支援する体制づくりを進め、起業者の増加に繋げるために、セミナーや相談会などを開催する事業	/	3,048,000 円
文化財解説事業（キウス周堤墓群 現地ガイド）	<p><団体> キウス周堤墓群を守り活かす会</p> <p><市担当課> 埋蔵文化財センター</p>	キウス周堤墓群の魅力を知ってもらうとともに、文化財保護についての理解を深めるため、キウス周堤墓群への来訪者に対して史跡の内容や見学ポイントなどの解説を行う事業		3,285,000 円

【 市民協働プロモーション事業 】

「市提案型」協働事業として実施した事業のうち、事業完了後も引き続き市民活動団体と市が協働して実施することにより、市民活動団体の知識や技術をまちづくりに活用できると認められる事業は、改めて実施団体を公募し事業を継続しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び3年度の実施を中止した事業については、感染症対策を講じた上で、令和4年度から実施する予定です。

事業名	実施者	内 容	補助金額	
			令和2年度 実績	令和3年度 予定
まちめぐりガイド	<p><団体> NPO 法人 Bahnsteig・ バーンシュタイク</p> <p><市担当課> 広報広聴課</p>	「千歳のまち」を知ってもらい、まちへの関心を高め、愛着を持ってもらうことを目的に、千歳の自然や歴史、文化などのさまざまな建物や場所をめぐり案内・紹介する事業	中止	中止

つどいの広場の運営	<p><団体> link~つなぐ <市担当課> 子育て総合支援センター</p>	家庭だけでの孤立した子育てによる不安や悩みを解消するため、ちとせっこどもセンターにおいて、子育て中の親が気軽に集い交流する「つどいの広場」を運営する事業	7,246,000円	7,267,000円
千歳市民活動交流センター「ミナクール」の運営	<p><団体> 一般社団法人 ちとせタウンネット <市担当課> 生涯学習課</p>	市民の自主的な活動や交流を通して生涯学習のまちづくりを進めるため、市民活動交流センター「ミナクール」を運営する事業	11,148,000円	12,019,000円
自主防災支援事業 「みんなでつくる災害に強いまちづくり」	<p><団体> 千歳市防災 マスターリーダー会 <市担当課> 危機管理課</p>	市民の防災、減災意欲の高揚や自主防災組織の結成促進とともに、災害に強いまちづくりの基盤を構築するため、防災フォーラム、災害図上訓練(DIG)などの防災にかかる講演会・講習会や講座等を実施する事業	276,000円	1,050,000円
市内空地の雑草繁茂状態解消事業	<p><団体> 公益社団法人千歳 地方隊友会千歳支部 <市担当課> 市民生活課</p>	市内空地の雑草繁茂状態を解消することにより、環境衛生の向上を図る事業	173,000円	241,000円
戦没者追悼式事業	<p><団体> 公益社団法人千歳地方 隊友会千歳支部 <市担当課> 福祉課</p>	遺族等関係者とともに先の大戦の戦没者に対し、追悼の誠を捧げ、恒久平和を願い、戦没者追悼式を開催する事業	中止	574,000円
生涯学習フォーラム開催事業	<p><団体> FPスペース千歳 <市担当課> 生涯学習課</p>	生涯学習に関心のある市民を増やし、千歳市の生涯学習によるまちづくりを広めるため、フォーラムを開催する事業	301,000円	434,000円
子育てスキルアップ講座開催事業	<p><団体> 子育て応援クラブ <市担当課> こども家庭課</p>	保護者が怒鳴ったり、たたいたりしない子育て方法を効果的に身につけることができるよう、「子育てスキルアップ講座」を開催する事業	241,000円	644,000円

景観講座開催事業	<p><団体> ちとせ・まち魅力検定 実行委員会 <市担当課> まちづくり推進課</p>	<p>景観づくりの意識の向上や 関心を持つ人材を育成する ため、市内を散策し景観や建 築デザインなどのまちづく り全般を学ぶ「まちなみ探 検」を実施する事業</p>		中止
「子育てするなら、千歳市」プロモーション事業	<p><団体> Link～つなぐ <市担当課> こども政策課</p>	<p>「子育てのまち」としてのイ メージアップを図るため、イ ンターネット媒体を活用し た市民目線での情報発信を 行う事業</p>	565,000	515,000

【 市民協働サポート事業 】

協働事業として実施した事業のうち、事業完了後も引き続き同一の市民活動団体と市が協働して実施することにより、協働する人材の育成が図られると認められる事業は、実施団体による自主事業化を目指して事業を継続しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び3年度の実施を中止した事業については、感染症対策を講じた上で、令和4年度から実施する予定です。

事業名	実施者	内 容	補助金額	
			令和2年度 実績	令和3年度 予定
障がいのある方とのコミュニケーションの構築	<p><団体> みんなをつなげる会 ～すべての人が心の かよう社会を！～ <市担当課> 障がい者支援課</p>	<p>障がいの正しい知識やコミ ュニケーションの手法を学 び、障がい者に対する理解を 深めるために、講演会、研修 会、障がい者との懇談会など を開催する事業</p>	中止	中止

【 令和3年度の主なスケジュール 】

年月	内 容	備考
4月	令和2年度市民参加手続実績の取りまとめ	
	令和3年度協働事業開始	
	令和3年度市民協働プロモーション事業開始	
	令和2年度に完了した協働事業の実績評価の検討（～8月まで適宜実施）	市民協働推進会議
	令和4年度に開始する「市提案型」協働事業の実施団体の公募開始	広報4月号
	令和4年度に開始する市民協働プロモーション事業の実施団体の公募開始	広報4月号
	市民協働研修（新規採用職員）	
5月	令和3年度市民協働行動計画策定	
	令和4年度に開始する「市提案型」協働事業の実施団体の公募締切	5/31 締切
6月	令和4年度に開始する市民協働プロモーション事業の実施団体の公募締切	6/30 締切
	市民協働研修（新任係長職）	予定
7月	令和4年度に開始する「市提案型」協働事業の実施団体の第1次選考審査	庁内協D○委員会
8月	令和4年度に開始する「市提案型」協働事業の実施団体の第2次選考審査	市民協働推進会議
9月	令和4年度に開始する市民協働プロモーション事業の実施団体の選考審査	市民協働プロモーション事業選考委員会
	令和2年度に完了した協働事業の実績評価結果の公表	
	令和4年新規の「きふ・とも」登録団体の募集	
10月	令和4年度に開始する「市提案型」協働事業の実施団体の決定	
	令和4年度に開始する市民協働プロモーション事業の実施団体の決定	
	令和4年度に実施する協働事業の協定準備開始	
11月	市民協働研修（特別研修 主任職）	予定
	令和4年「きふ・とも」登録団体確定	
12月	令和4年「きふ・とも」団体周知	広報12月号号外
1月	令和4年「きふ・とも」開始	
	令和5年度に開始する「市提案型」協働事業の庁内募集締切	
	令和4年度に完了する協働事業等の次年度以降の方向性の意向確認	
2月	広報ちとせ特集記事の掲載	広報2月号
	令和5年度に開始する「市提案型」協働事業の選定	庁内協D○委員会
	令和4年度に完了する協働事業等の次年度以降の方向性の検討（P・R・M・ほか）	庁内協D○委員会
3月	令和5年度に開始する「市提案型」協働事業の決定	
	令和4年度に完了する協働事業等の次年度以降の方向性の決定（P・R・M・ほか）	

新型コロナウイルス感染症の影響により、スケジュールに変更が生じる場合があります。

みんなで進める千歳のまちづくり条例

私たちのまち千歳には、
支笏湖などの豊かな自然があります。
国際空港の新千歳空港があります。
多くの企業が立地する工業団地があります。
そして、自衛隊の駐屯地や基地があります。
千歳は、自然と産業を共存させて、今や北海道有数の交通・産業の拠点都市といえるまでの発展を遂げてきました。

現在、少子高齢化の進展などにより社会・経済状況が変化する中で、ゆとりや生活の向上を求めて市民の価値観が多様化・複雑化し、特色あるまちづくりが求められています。

このような状況の中で、住みよさを実感し、誇りを持てるまちを実現するためには、これまで行政が担ってきた公共の分野に市全体で取り組むことが求められ、市民が自主的なまちづくり活動を行うとともに、これまで以上に市民のニーズを反映しながら行政活動が行われることが重要となっています。

かつて、私たちのまちでは、村民総出で無償の汗を流して抜根と整地を行い、広大な火山灰地に着陸場をつくりました。自分の持っている知識や能力を生かし、社会貢献したいという市民の意識の高まりがみられる今こそ、「事に当たって一致団結する」先人たちの精神を呼び覚まし、みんなで力を合わせ、知恵を出し、汗を流すことが求められています。

それは、本来のまちづくりの姿であり、千歳が目指す「みんなで進めるまちづくり（市民協働によるまちづくり）」です。

そして、市民協働を推進するためには、理念や役割分担を明確にするとともに、課題・情報の共有、人材育成、市民が行政活動に積極的に参加できる仕組みづくりなど様々な環境の整備が必要となります。

そこで、市民協働の推進に必要な事項を誰もがわかりやすい約束事として定めるため、この条例を制定します。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市民協働によるまちづくりの基本理念を定め、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」といいます。）並びに市の役割を明らかにするとともに、市民協働の推進に関し必要な事項を定めるものとします。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- （1）市民協働 市民等及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの役割を自覚し、協力して行動することをいいます。
- （2）市民 市内に住所を有する者又は市内に勤務し、若しくは通学する者をいいます。
- （3）市民活動団体 町内会、NPO 法人その他の市内において活動を行う団体をいいます。
- （4）事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいいます。
- （5）将来都市像 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定する基本構想において定めるもので、市民が住みよさを実感し、誇りを持つために目標とする将来のまちの姿をいいます。
- （6）市民公益活動 市民等が、営利を目的とせず、自主的かつ自立的に行う社会貢献活動であつ

て、次のいずれにも該当しないものをいいます。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じ。）の候補者（その候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動

エ 公益を害するおそれがある活動

(7) 行政活動 地方自治法第2条の規定により市が事務を処理するために行う活動のことをいいます。

(8) 市民参加手続 市民等が施策の企画から立案、実施、評価に至るまでの行政活動の各段階に様々な形で関わることをいいます。

（基本理念）

第3条 市民等及び市は、将来都市像の実現を目指し、よきパートナーとして、それぞれの特性及び役割を理解し、対等の関係で市民協働によるまちづくりを進めます。

2 市民等及び市は、市民協働によるまちづくりを進めるため、共に協力して市民公益活動に積極的に取り組みます。

（市民協働の原則）

第4条 市民等及び市は、次に掲げる原則に基づき、市民協働を推進します。

(1) 市民等及び市又は市民等相互間におけるまちづくりに関する情報の共有

(2) 市民協働の担い手となる人材の育成

(3) 行政活動への市民等の積極的な参加

（市民及び市民活動団体の役割）

第5条 市民及び市民活動団体は、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するとともに、積極的に行政活動に参加するよう努めるものとします。

2 前項に規定する市民及び市民活動団体の役割は、強制されるものではなく、それぞれの自主性に基づくものとします。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとします。

2 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を理解し、自発的に協力し、及び支援するよう努めるものとします。

（市の役割）

第7条 市は、まちづくりの専門機関であることを自覚し、市民の福祉を増進させるため、行政活動に取り組むものとします。

2 市は、市民公益活動を促進するため、必要な助成、活動の場の提供その他の環境の整備に努めるものとします。

3 市は、市民等が行政活動に参加するための様々な機会を設けるものとします。

4 市は、施策の企画から立案、実施、評価に至るまでの行政活動の各段階で、積極的に情報の提供を行うとともに、市民等から情報の提供を受け、まちづくりに関する互いの情報の共有を図るものとします。

5 市は、市民等の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

6 市は、市民協働の窓口となる部署を設置する等市の組織内における体制の整備を図るとともに、職員に対して、研修等により市民協働の重要性の浸透を図るものとします。

（市民参加手続の実施）

第8条 市は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を実施しなければなりません。

- (1) 市の基本構想又は基本的事項を定める計画等の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民等に義務を課し、若しくは市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができます。
- (1) 改正又は変更が軽微であるもの
 - (2) 緊急を要するもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - (4) 市内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により別に税目を起こす場合を除く。）並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
- 3 市長は、前項の規定により市民参加手続の対象から除外したものについて、市民等からその理由を求められたときは、これに回答しなければなりません。

（市民参加手続の方法）

第9条 市民参加手続の方法は、次のとおりとします。

- (1) 市が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会、協議会等（以下「審議会等」といいます。）への付議
 - (2) 市民等及び市又は市民等相互間の自由な意見交換を目的とする説明会、フォーラム、シンポジウムその他の会議（以下「市民説明会等」といいます。）の開催
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 2 市は、市民参加手続を実施しようとするときは、対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民等の関心等を総合的に勘案し、適切な方法で市民参加手続を実施するものとし、より多くの市民等の意見を求める必要があると認めるときは、複数の方法を併用するものとします。

（審議会等）

第10条 審議会等の委員の任命又は委嘱に当たっては、委員の年齢構成、男女比率、在期数、他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民を選任しようとする場合は、その全部又は一部を公募により選考し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めます。

- 2 審議会等の会議は、原則として公開するものとします。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報等に関する事項で審議会等において非公開と決定した場合は、この限りではありません。
- 3 前項の規定により審議事項を非公開としたときは、その理由を公表するものとします。

（市民説明会等）

第11条 市は、市民参加手続の実施に当たって、広く市民等の意見等を聴取する必要があると認めるときは、市民説明会等を開催します。

- 2 市は、市民説明会等の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。
- 3 市は、市民説明会等を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう努めるものとします。
- 4 市は、市民説明会等を開催したときは、開催記録を作成し、公開するものとします。

（意見等の取扱い）

第12条 市は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等（以下「提出された意見等」といいます。）を総合的かつ多面的に検討しなければなりません。

- 2 市は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）第9条に規定する非公開情報を除き、提出された意見等の内容、検討経過並びに

検討結果及びその理由を公表するものとします。

(参入の機会の拡大)

第13条 市は、市が行う業務のうち、柔軟性、機動性、先駆性その他の市民活動団体の特性を活用することができるものについて、参入の機会を拡大するよう努めるものとします。

(協働事業)

第14条 市民活動団体及び市は、次に掲げる協働事業を実施することができます。

(1) 市民活動団体が、自ら有する知識及び技術をまちづくりに活用するために市長に提案する事業

(2) 市民活動団体が有する知識及び技術をまちづくりに活用することができるものとして市が募集する事業

2 前項の規定により協働事業を実施しようとする市民活動団体は、市長に申請するものとします。

3 第1項の規定により実施する協働事業は、次条第1項に定める千歳市市民協働推進会議の審査を経て市長が決定するものとします。

4 市は、協働事業の実施に当たっては、公募及び公開を原則とするよう努めるものとし、協働事業を実施する市民活動団体と対等な関係を保つものとします。

5 協働事業を実施した市民活動団体及び市は、その事業に関し実績を評価し、及び公表することにより、市民等に対して説明責任を果たすものとします。

6 協働事業の内容等については、市長が別に定めます。

(市民協働推進会議の設置)

第15条 この条例の具体的な運用に関する事項その他市民協働の推進に関して必要な事項を調査審議し、及び実践する機関として、千歳市市民協働推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(みんなで、ひと・まちづくり基金の活用等)

第16条 市は、市民協働を推進するため、千歳市基金条例(昭和39年千歳市条例第22号)第2条第1項第6号に規定するみんなで、ひと・まちづくり基金(以下「基金」といいます。)を活用します。

2 基金に積み立てる額は、予算で定める額のほか、市民等からの寄附金とし、市は、基金に関し市民等から広範な賛同が得られ、積極的な寄附金の申出がなされるよう啓発に努めるものとします。

(条例の見直し等)

第17条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、市民協働の推進の状況について検討し、その結果、実効性の確保等の観点から見直しの必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとします。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、市民協働の推進に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

(千歳市基金条例の一部改正)

2 千歳市基金条例の一部を次のように改正します。

第2条第1項第6号中「人材」を「市民協働を推進する資金並びに人材」に改めます。

第8条第1項第5号中「人材」を「市民協働を推進する事業並びに人材」に改めます。

附 則(平成23年10月14日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

M E M O

市民活動お役立ち情報や
助成事業、協働事業などの
情報が満載！！
ぜひご覧ください。

市民協働情報メールマガジン登録者募集！

協働事業のお知らせや、市民会議委員の募集など、市民協働に関する様々な情報を配信しています。
ぜひ、ご登録ください。

1. 携帯電話・スマートフォンからのご登録
右記の二次元コードから登録できます。



2. パソコンからのご登録
anshin.info@city.chitose.lg.jp

千歳市 企画部 政策推進課 市民協働推進係

千歳市東雲町2丁目34番地

電話：(0123)24-0452

FAX：(0123)22-8852

メール：seisakuishin@city.chitose.lg.jp

H P：<https://www.city.chitose.lg.jp/>